

# 令和元年 12 月佐川町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 令和元年 12 月 12 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 令和元年 12 月 12 日 午前 9 時宣告（第 7 日）

応招議員	1 番	橋元 陽一	2 番	宮崎知恵子	3 番	西森 勝仁
	4 番	下川 芳樹	5 番	坂本 玲子	6 番	邑田 昌平
	7 番	森 正彦	8 番	片岡 勝一	9 番	松浦 隆起
	1 0 番	岡村 統正	1 1 番	中村 卓司	1 2 番	永田 耕朗
	1 3 番	西村 清勇	1 4 番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1 番	橋元 陽一	2 番	宮崎知恵子	3 番	西森 勝仁
	4 番	下川 芳樹	5 番	坂本 玲子	6 番	邑田 昌平
	7 番	森 正彦	8 番	片岡 勝一	9 番	松浦 隆起
	1 0 番	岡村 統正	1 1 番	中村 卓司	1 2 番	永田 耕朗
	1 3 番	西村 清勇	1 4 番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副 町 長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育委員会教育長	濱田 陽治	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目            な し

議 事 日 程                      議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和元年12月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和元年12月12日 午前9時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第72号 | 令和元年度佐川町一般会計補正予算（第4号）                  |
| 日程第2  | 議案第73号 | 令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）            |
| 日程第3  | 議案第74号 | 令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）              |
| 日程第4  | 議案第75号 | 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 日程第5  | 議案第76号 | 佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について      |
| 日程第6  | 議案第77号 | 佐川町会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第7  | 議案第78号 | 佐川町森林環境譲与税基金条例の制定について                  |
| 日程第8  | 発委第1号  | 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書       |
| 日程第9  | 発委第2号  | すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書      |
| 日程第10 | 発議第2号  | 日本政府に香港の「自由」「民主主義」を守る行動を求める意見書         |
| 日程第11 |        | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について                   |



議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第72号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番（西森勝仁君）

おはようございます。3番西森勝仁です。今回提出されております補正予算案について、ちょっとお尋ねしたいと思います。この補正予算の中にはたくさんの超過勤務手当が計上されておるわけですが、これは教育委員会を除くほとんどの款項にわたってあります。これを数えてみるとざっと11の目に合計250万7千円、これに特別会計を入れると337万ほどになるのではないかというふうに思います。超勤は9月にも確か少額ではありましたが、必要な額は計上されていたんじゃないかというふうに私は認識しておりますが、なぜこの時期、年度末もあとたった3カ月しかないこの時期に、こんなに多くの超勤がなぜ必要となったのか、まあ突発的な台風災害とか土砂災害、こういったものが発生したというのであれば、私も理解できますし、町民の方々にも納得してもらえる、こういうふうに思うところでありましてけれども、この予算書を見る限り、どうも腑に落ちない、住民に説明もできない、こう思いますので少しばかりお尋ねをするところであります。

まず15ページ、2款、1目の48万、次の2-3-1の18万4千、19ページの、5-1-2の26万4千、同じく5-2-1の26万4千、21ページの、7-1-4の22万、同じく21ページの7-1-4の18万2千、これについて御説明を願うところでありますが、この予算を職員が執行、何人でやるのかわかりませんが、管理職には当然支給はされませんので、時間的、数量的に大変な職員にも負荷がかかる。働き方改革どころじゃない、逆行するようにも思いますが、さりとて職務は遂行してもらわなければならない、どのような状況にはあろうかと、そういった状況は認識していますが、今お尋ねしました6点について、積算根拠等御説明を願います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。まず私のほうからは、ページ15にあります、

2-1-1の超勤手当48万のほうの御説明をさせていただきます。この2-1-1の48万につきましては、会計年度任用職員制度が来年4月1日から施行されるということに伴いまして、それに伴います来年の3月末までの時間外手当のほうを計上させていただいております。まずこの内容についてでありますけれど、12月末をめどに作成をしております、規則などの例規の整備に20時間を見込んでおります。あと来年の1月から公募というかたちで募集をせないきません。それから雇用と、来年4月1日から一斉に雇用というかたちになりますので、それに向けての募集の関係、内容を言いますと、勤務条件通知書というのを新たに一人一人に出すと、というような必要がありますので、その作成とかそのとりまとめとか、あとホームページ等で公募をいたしますので、その関係の事務に55時間、そして各希望される方に対しましての申し込み書、その割り振りとか面接の実施、そういうのが事務につきまして20時間、あと雇用が確定したあとに配属願い等、一連の書類の整理、そういう決済関係に25時間、あと4月1日に一斉に採用ということになりますので、雇用手続き、辞令でありますとか保険でありますとかそういうものの手続きに70時間、それとあの新しく新規のシステムに職員登録ということで、準備をしなければならないという作業が発生いたしますので、それに50時間と、合わせまして240時間を見込んでいます。この240時間を3名の職員で対応しようということで考えております。そして単価につきましては3名の職員の平均単価を2千円と見積もっております、その2千円に先ほど言いました時間数240時間を掛けたもので48万と、いうことで計上させていただいております。以上でございます。

町民課長（和田強君）

私のほうからは、ページ15ページ、2款、3項、1目の超勤手当18万4千円について説明させていただきます。こちらにつきましてはマイナンバーカードを活用した消費活性化策につきまして、マイナポイントでこれを使ったかたちになるということが具体化されてきてまして、今後そのマイナンバーカードを、交付申請される方の人数が増えてくることが予想されております。その中でマイナンバーカードを受け取るためには、ご本人様に役場のほうに来ていただかないといけないんですけど、子供さんなんかと同じように来ていただかないといけないということで、夜間とか日曜日に窓口を開設

することを計画しております。その中で現在の超勤予算がですね、76%ほど執行しておりますので、この予算ではちょっと対応は難しいということで、その費用につきまして3月までの間に祝日に担当者2名で、3時間を2回、それから17時15分に開けるぶんとして、担当者2名、4時間を8回、その時間につきまして2名の担当者の超勤単価を元に、積算させていただいております。以上です。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。私のほうからは19ページ、5-1-2の26万4千円、それから次のページ21ページの5-2-1の26万4千円、それから同じく21ページの7-1-3の22万円、それから同じく21ページの7-4-1の18万2千円について御説明します。まず今管理型最終処分場の地域振興策の取りまとめのための、要望を今お聞きをして、今現在進めておりますが、これから年度末にかけて、中間取りまとめということで、作業を進める必要が生じました。要望の中には当然道路に関するもの、これに対しては町道の調査を路面の調査も全てするようにしております。それから農業、農地、農業用施設の要望もたくさんございまして、これの調査をする必要があると判断しています。また山林に対しても山林の斜面に対する調査、それから要望箇所に関連する地権者を調べる必要が生じます。今御説明したようにこれから3月までのとりまとめのために、職員に調査をして取りまとめをしてもらうようにしております。細かい積算、算式につきましては後ほど西森議員のほうに御説明を、資料を持って説明をさせていただきますけれども、どうしても必要な発生した予算になりますので、今回お願いをさせていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

3番（西森勝仁君）

ただいま担当課長から、積算基礎等につきまして説明を受けたわけではありますが、理解できるものもあれば、理解できないものもある、この前の議案の説明会の時にも私以外の議員の方からも疑問の声が上がってございましたけれども、この残業というのは人について回りやしないか、あるいは昼間は年休、夜仕事、また退庁時は帰りは道が渋滞するので残業でもして帰りたいと、こういった不届きとか不謹慎とか、こういった職員の超勤も決裁しているんで

はないか、これはあくまでも憶測でありますけれど、こういう実態があったのも事実ではあります。また今やこの庁内を見回してみますと、職員はほぼ定数満杯になっている。それだけ雇っている。この他にも再任用職員、臨時職員、たくさんいます。こうした中で総務にそればあ3人の職員で240時間、単純に割れば80時間、これから先80時間が発生するというようなことでありますが、再任用職員にしてもベテラン職員です。元はほとんど全員が管理職です。ですからルーティン業務の中にこういったものを割り当てていける、こういうふうに思うところでありまして。町長も民間会社の経営経験がおありということでありまして、これ民間経営やったらそれこそペーパー会社以外やったら倒産、こういうふうに思うところでありまして。この補正の説明会の時に、私が各課から出てきた総額は、要求額の総額はいくらやったか、前聞いた時に明確な答弁がありませんでした。おそらく要求額満杯を認めたと、こういうような内容の説明もあったように記憶しておりますが、町長は何を根拠にこれほど多額の超勤を認めたのか。まあ総務課長の今の説明では1人2千円当たりになるよということでしたが、係長が2,300円くらいになりますので、職員も入れたら時間帯にもよりますが、2千円前後には当然なってくると思います。今言ったその何を根拠に決裁したのか、町長からそのへんを詳しく説明願います。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。西森議員も長く役場で仕事されて来ましたし、副町長として8年間お勤めになられてましたので、職員に超勤手当がついていくとか、そういう話もされましたが、恐らく西森議員、役場の職員時代、副町長時代にいろいろな手を打って改善されたというふうに思います。どのようなことをされたのかというお話につきましても、ぜひこの場でですね、お話をいただければ大変勉強になるので。

議長(岡村統正君)

休憩します。

休憩 午前9時14分

再開 午前9時15分

議長(岡村統正君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長(堀見和道君)

ぜひ教えていただければありがたいなと思います。私はこの6年間できるだけ職員がどのような実態で仕事しているのかということを見てきたつもりであります。100%100点満点全て目に入れ細部に見えるということはございません。超過勤務につきましてはそれぞれの課長が、課長の責任のもとに事前に命令をして、こういう仕事があるので超過勤務をなさいと、いうことで指示して命令をしてさせるものになっています。ブラック企業とかです。サービス残業という言葉もありますけども、働かせておいて手当を払わないという話が大変問題になっております。佐川町役場におきましては、職員が本当に忙しい中、超過勤務をしなければいけないということに関しては、それをサービスでやれということは私は言いません。必要なものであれば、それは手当として支払いますと、ただそれぞれの課長が責任をもって無駄のない働き方をするように、厳しくチェックをしてほしいと、いうことを6年間言い続けました。その中で今回の超過勤務の手当につきましては、各課長から詳細を説明受けて個々について説明受けてわかったと、それならば補正予算としてあげようということで、根拠につきましては各課長から説明を受けた内容、それを私が受け止めて判断して決定いたしました。以上です。

3番(西森勝仁君)

町長特有の、ほんじゃあ、あんた何をしたのというような聞きたいもんよと、そりゃあいつでもお聞かせしますけれども、質問しているのは私であります。今の答弁の内容を確認をしますと、じゃあ各課から積み上げてきた課長が決裁をするので、各課長が積み上げて来た額、その額を要求どおり町長認めたと、こういうことで良いわけですか。確認をしておきます。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。各課から上がってきたものを私がしっかり判断して、精査をして今回は上がってきたもの総額を計上しているということになります。以上です。

議長(岡村統正君)

他に質疑ありませんか。

12番(永田耕朗君)

ただいま西森議員の関連もございしますが、この総務課の超勤、特に大きい予算、補正であります。私たちが総務課を覗いた時には、非常に足の踏み場がないばあ職員が多いわけでありまして。今総務課に再任用、臨時合わせて何人おるか、正規を含めて何人おるかをお示しいただきたい。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。正規職員は私を入れてまして15名、そして臨時職員の方が2人、そして地域おこし協力隊の方が1人、全部で18名になっております。再任用の方はいません。以上でございます。

12番（永田耕朗君）

その18名の中で昼間に仕事ができないのか、3人で1人80時間、240時間の超勤というような説明がありましたけれども、昼間の18人でこなせれん状況なのか、それならば昼間の職員を増やさないかん。この私どもが町民の目から見た時に、今の役場庁舎内の職員というのは、異常に多いというような感じを受けておる。その多い職員でまだ昼間に仕事がこなせれんっていうのは、これはどういう理由か、課長どういように認識していますか。昼間に仕事がこなせれんっていうのは。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今回この補正で計上させていただきました48万につきましては、先ほども西森議員の質問で回答させていただきましたとおり、来年の4月1日から施行されます、会計年度任用職員制度導入にかかるものでございます。今までになかった業務ということでありまして、通常業務の他に今年度新たに発生したということ、来年の4月1日から一斉に現在の臨時職員の方でありますとか、非常勤の職員の方が、会計年度に移行するという、それに伴う業務ということで、今年度今までなかった業務として、発生したものでありますので、日々につきましては今までありました業務等こなしておるわけでありまして。当然その業務の中でこれに関わるような業務もいたしておりますけれど、それで時間ないでできなかった業務につきましては、来年の3月末までに見込まれます内容につきましては、これくらいの時間が時間外として必要ではなかろうかと、ということで計上させていただいておるというような次第になっております。以上でございます。

12番（永田耕朗君）

新たな制度に対しての業務という説明でありますけれど、本来通常の勤務体制の中で仕事をこなすべきじゃないかと、役場の仕事というのは、多少その業務が、新しい業務が増えたといつて、それを超勤に丸々充てるといふのは、少し町民目線で見れば異状に感じる、この総務課の超勤、240時間という積算、これはもう少し見直すべきじゃないかと、もう1回積算をし直すべきじゃないかと、私は考えております。今回この超勤に対して総務課の超勤に対して、私は納得はいきません。認めるわけにはいかない、そう感じております。

総務課長（麻田正志君）

この総務課の超勤時間の240時間というものにつきましては、今までにやったことのない業務ということで、これくらいかかるのではなかろうかというような見積もりにしております。実際上は今後この業務を遂行するにあたって、不必要と言いますか、本当最低限絶対できるような時間数だけでやっていくということは当然であります。業務のその中で効率化も図って、この業務時間を減らすというような努力も当然やっていかないとということになります。あくまでも初めての業務でありまして、これくらいは見込まれるのではなかろうかと、というような時間数は上げております。実際上はこれの以内にいくように、努力とかいうのはしてまいりますので、何とぞ御了承のほどお願いしたいというふうに考えております。

副町長（中澤一眞君）

先ほどの永田議員の御質問に私のほうから、副町長の立場として申し上げさせていただきます。総務課の今回の超勤の予算要求につきましては、先ほど総務課長から説明を申し上げたとおりでございます。あのこれは行政に限らず、通常業務、行政の仕事というのは年間通じてだいたい定例的、特に総務課の仕事というのは、定例的な仕事というのは定例的な仕事が多い、そういう意味で何が少々なことがおころうがですね、規定の範囲内であるべきではないかというのは、永田議員の御指摘のとおりかと思っております。ただ今回の会計年度任用職員の導入というのはですね、これは詳しくまた総務課のほうから御説明を申し上げたいとは思いますが、給料表、今まで臨時職員というかたちで採用してございました。基本的には賃金は一律でございます。今回は職によって、あるいはその人の能力によって、それに一定給料表を新たに作る、そうしますと今おる人などの等級に当てはめるかとか、給料表自体をどのように作るのか、

それぞれ個々人応じた給料の格付けを決定していく、そういうような作業でありますとか、それに伴う諸規定の整備、それは国で一律に示されるものではございませんので、国が示されたものそのままこっち側に持ってくるという作業でも、そういう単純な作業でもございません。そういう意味では相当な通常業務に比べてですね、業務量がかなり多いと、いう内容になっております。そういう意味で今回補正予算を上げさせていただく際に、これはいたし方なかりょうということで私も判断をいたしました。それと加えて申し上げますと、先ほどこれも総務課長から申しあげましたけれど、補正予算を組ませていただきますけれども、支給はですねあくまでも実動に応じてこれは支給されるものでございます。先ほど西森議員のお話にもございましたけれども、やはり仕事のやり方がですね今までのままでいいのかどうか、当然その圧縮できるもの、節約できるもの、節電できるものはこういう工夫はしていかなければなりませんので、その範囲内での執行ということに当然なるわけですけど、一方でどうしても必要なものを行った、働いてもらったものに対して、給料支給しないと、これは佐川町役場の昔から続いてきた慣習のようなものが、あったようでございます。私も過去を詳しく存知上げておるわけではありませんけれども、要は予算額がありますと、当初の予算決めたらその中で、どんだけ働こうがいわば言いにくいですけども、サービス残業が当たり前であったというような風潮もあったとようでございます。そういうことは今の時代役場がやるべきことではありませんし、適正な業務の執行ということを管理することはもちろんでございますけれども、それを実際に私どもは監督する管理の中で、一時執行した職員に対して、その報酬を支払うのはこれは当然のことかなと思います。ただ執行につきましては、当然適正規模、適正な業務量ということで予算の範囲内で執行させていただくということでございますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 27 分

再開 午前 9 時 43 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

3 番、西森勝仁です。私は今回提出されております補正予算案に反対する立場から討論を行います。今回の補正予算を見てみますと、町民生活に欠かすことができない大切な予算も多数含まれていることは認識をしております。しかし先ほどの議案質疑でもお尋ねしましたように、この 11 の項目にわたって積算根拠が不明、私にとっては不明と思うわけでありますが、これは町長は各課長から要求してきた額をそのまま満額認めたよと、こういうことでありまして、超過勤務手当の総額が 250 万 7 千円という異常な額になっております。これに特別会計を入れると 330 万円、このたった 3 カ月、残り 3 カ月でこんなふうな予算が組まれておるわけでありまして、もうこれは異常としか私は言いようがありません。私は各課のこのように要求どおりを認めていく、身内には甘く、まことにずさんなお手盛り予算とこうとしか思えません。到底このような予算には賛成しかねるところであります。そういうしないと町民から聞かれても説明できない、議員の皆様におかれましては町民の代表として責任を持って、意思表示をしていただきたく、また私の反対意見に御賛同いただきますよう、お願い申し上げまして討論を終わります。

議長（岡村統正君）

他に討論はありませんか。

12 番（永田耕朗君）

12 番議席の永田でございます。私も今回の一般会計補正予算につきましては疑問を感じるところでありますが、ただいま西森議員から詳しい説明がございました。私は特にこの総務課の 3 人の 240 時間の超勤、これには大きな疑問を感じる。もう少し方法がないか、検討すべきじゃないかと思うところであります。従いまして総務課

の48万の補正予算にいたしまして、再度検討すべきということで、この補正予算に対しまして、反対の立場で申し上げる、意見を申し上げたわけですが、ぜひとも皆様方の御賛同をいただき、私は反対の立場で皆様に御同意をお願いする次第でございます。

議長（岡村統正君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第72号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第73号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第73号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第74号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 74 号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 75 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 75 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 76 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 76 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案 77 号、佐川町会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番 (西森勝仁君)

来年から会計年度任用職員制度が導入されるわけではありますが、この制度に伴いまして、何人くらいこの制度の適用を受ける職員が出てくるのか、あるいは臨時さんとかそういった方から移行する者は何人か、どの程度の職員を想定しているものかお伺いします。

総務課長 (麻田正志君)

お答えいたします。今現在でありますけど、約 200 名程度の方が会計年度任用職員のほうに移行するというふうに見込んでおります。以上でございます。

3 番 (西森勝仁君)

200 人もの臨時さんとか、そういった方々が移行するということですが、もう少し具体的にですね、多少大まかでもいいわけですが、200 人の内訳、これがわかればお教え願いたいと思います。

議長 (岡村統正君)

休憩します。

休憩 午前 9 時 52 分

再開 午前 9 時 53 分

議長 (岡村統正君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（麻田正志君）

すみません、正確な区分の人数っていうのは今ちょっと手元に資料がございませんけれど、内容といたしましては、事務補助職員ということで、各課におられます事務補助職員として臨時職員で雇用されている方、この方とかは会計年度任用職員のほうに移行いたします。あと保育所の保育士の方、この方につきましても会計年度任用職員のほうに移行いたします。その他保育士といたしまして子育て支援センターでありますとか、遊学館の児童厚生委員でありますとか、このような方、あと図書館の司書の方、そのような方も会計年度任用職員に移行いたします。あと給食調理員、給食センターでありますとか、保育所で臨時職員として、働いていただいております方、このような方も会計年度任用職員のほうに移行いたします。あと桜座で技術ということで、嘱託で来ていただいております方につきましても、会計年度任用職員として移行いたします。あと医療技術員といたしまして、健康福祉課等で雇用されております、管理栄養士、歯科衛生士、検診の在宅スタッフ、保健師とか看護師の方ですけれど、このような方も移行いたします。あと指導、支援等ということで、教育委員会の関係の教育研究所の指導員の方でありますとか、放課後子ども教室の支援していただいております方、あとはALTでありますとか、学校支援員の方、このような方につきましても会計年度任用職員に移行いたします。あと移住の相談員とかも会計年度に移行いたします。そして今まで特別職のほうになっておりました、地域おこし協力隊、このような方につきましても、会計年度任用職員に移行いたします。あと介護支援専門員の方、その他諸々の方が会計年度任用職員に移行するということで、人数につきましては先ほど申しました、200名程度を見込んでおるという内容になっております。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

たくさん職種について御説明いただきましたが、教育研究所の今6名おりますかね、方々も移行する、1人は学校から来ているから違うか、移行するようであります、補導教員というか、あいつの方々も移行するわけですかね。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 55 分  
再開 午前 9 時 56 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番（西森勝仁君）

その件につきましてはわかりましたが、身分というのはどういうふうな身分になるのか、お尋ねします。

総務課長（麻田正志君）

こちらのほうにつきましては、会計年度任用職員は非常勤の職ということになりまして、その中でフルタイムの会計年度任用職員と、パートタイムの会計年度任用職員にわかれるというような内容になります。以上でございます。

総務課長（麻田正志君）

申し訳ございません、一般職の非常勤の職員、公務員ということになります。以上でございます。

議長（岡村統正君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案 77 号、佐川町会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 78 号、佐川町森林環境譲与税基金条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 78 号、佐川町森林環境譲与税基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、発委第 1 号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。

14 番（藤原健祐君）

読み上げて提案とさせていただきます。

（以下、発委第 1 号、「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」朗読）

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います

発委第 1 号、「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」について、原案のとおり可決することに賛成

の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、発委第1号は可決されました。

日程第9、発委第2号、すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。

14番（藤原健祐君）

読み上げて提案とさせていただきます。

（以下、発委第2号、「すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書」朗読）

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第2号、「すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、発委第2号は可決されました。

日程第10、発議第2号、日本政府に香港の「自由」「民主主義」を守る行動を求める意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。

2番（宮崎知恵子君）

（以下、発議第2号、『日本政府に香港の「自由」「民主主義」を守る行動を求める意見書』朗読）

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第2号、『日本政府に香港の「自由」「民主主義」を守る行動を求める意見書』について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、発議第2号は否決されました。

日程第11、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました、申し入れ書のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し入れがあります。

お諮りします。

各委員長から申し入れのとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し入れのとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長(堀見和道君)

本定例会に提出させていただきました、全ての議案を承認いただきまして、まことにありがとうございます。ただ一般会計補正予算につきまして、超勤手当の計上につきましては反対の御意見もいただきました。西森議員、永田議員のおっしゃること、真摯に受け止めて、役場職員一同がですね職務に専念をして、段取りよく仕

事をこなし、できるだけ限られた時間の中で、定時の中で仕事を終わられるよう努めていきたいと、いうふうに考えております。それぞれの部署の課長を筆頭に、課長の責任と、課長の温かいコーチング、指導のもと、役場職員全員がですね気持ちよくしっかりと働くことができるよう、役場の組織づくりにも今後務めていきたいというふうに考えております。ぜひ今後とも厳しい目で御指導いただければと思いますので、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。一生懸命仕事に邁進してまいります。以上となります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

ここで私のほうから申し上げます。本定例会開会日に諸般の報告で御紹介しました、藤原健祐議員の表彰状が届いております。私のほうからお渡ししたいと思っております。藤原議員前をお願いします。

（以下、表彰状朗読）

おめでとうございます。

まことにおめでとうございます。

本日の会議はこれもちまして終わります。

令和元年12月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時23分